

道医発第177号

平成30年5月17日

各郡市医師会長様

北海道医師会長  
長瀬 清

介護医療院開設許可申請手続きの事前周知について

平成30年4月に創設された新たな施設サービス「介護医療院」の開設許可申請窓口については、各都道府県・指定都市・中核市となっておりますが、今般、北海道から標準的な手続きの流れや方法等について、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

具体的には、「介護医療院」を開設しようとする法人は、事前に市町村からの同意を得るほか、地域住民へ説明することとされており、所轄庁から開設を許可された際は、郡市医師会等に対してその旨情報提供されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知の上ご高配賜りますよう、よろしくお願いいたします。

—地域福祉部—  
(事業第二課)





施 運 第 1 1 1 号

平 成 3 0 年 5 月 8 日

北海道医師会

会 長 長 瀬 清 様

北海道保健福祉部長 佐 藤 敏

介護医療院開設許可申請手続きの事前周知について（依頼）

日ごろから、本道の保健福祉行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護医療院が介護保険施設に追加され、北海道におきましては、平成30年3月30日付け平成30年北海道条例第8号により、「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例」を公布し、平成30年4月1日より施行したところです。

この度、北海道における介護医療院開設許可に係る事務手続き等について、次のとおり策定しましたのでご査収いただくとともに、道内の各郡市医師会等に対しての事前周知等につきまして、特段のご配慮をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 介護医療院開設許可フロー

2 参考資料

(1) 介護医療院開設許可関係書類一覧表

(2) 開設許可計画書

(3) 自己点検確認表

(4) 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例

(5) 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則

福祉局 施設運営指導課

事業指定G 担当：諏訪

TEL:011-204-5935 (直通)

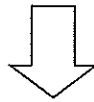
FAX:011-232-1097

MAIL:suwa.masanori@pref.hokkaido.lg.jp

## 介護医療院開設許可フロー

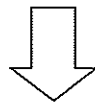
<事前協議（開設許可計画書の提出・関係者との調整）> ※開設予定日のおよそ2ヶ月前を標準

- 介護医療院の開設許可の相談があった際には、開設を希望する法人において、関係者（市町村・医療機関・地域住民等）との調整を実施するよう指示してください。
- 関係市町村に対しては、介護医療院に関する意見書（別添様式参考）もしくは、関係市町村から同意を得た旨の内容を記載した書面を提出するよう求めてください。
- 協力医療機関の確保及び地域住民への説明についても、その内容がわかる書面を提出するよう求めてください。
- 上記書類と併せ、「開設許可計画書」を提出するよう求めてください。開設許可計画書に添付する関係書類については、「介護医療院の開設許可申請に係る添付書類一覧」に記載する関係書類（項目番号2を除く）です。



<圏域連絡協議会等での報告・諮問>

- 介護保険事業支援計画で定める高齢者保健福祉圏域において、圏域における介護医療院の入所定員総数が計画で定める必要入所定員総数を超える場合など、計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるときは、都道府県知事は指定をしないこととなっています。（介護保険法第107条第5項に基づく総量規制）
- 「医療療養病床」「介護療養型医療施設」「介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに、医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）」が、介護医療院に転換する場合においては、必要入所定員総数の増加分を含まないことになっており、前段のいわゆる「総量規制」による指定拒否は生じないこととなっています。
- 介護医療院の新設（一般病床からの移行等を含む。）については、総量規制の対象となるため、新たな開設許可申請等によって、圏域における必要入所定員総数を超過した場合等の調整については、原則として、郡市医師会や保険者である各市町村との協議等を、各圏域ごとに設置されている「圏域連絡協議会」において諮る必要があります。  
※第7期計画（H30.4～H33.3）における介護医療院の新規枠は釧路圏域「14床」のみです。
- 圏域における必要入所定員総数を超過しない場合の介護医療院の創設や医療療養病床等からの介護医療院への転換で、総量規制による指定拒否が生じず、各圏域連絡協議会に諮る必要が無い場合においても、関係市町村に対し、関係市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から意見を求めなければならない（介護保険法第107条第6項）ことなどから、関係市町村への報告等を実施するとともに、郡市医師会等に対しても、情報提供願います。



<介護医療院開設許可申請書及び管理者承認申請書の提出>

- 圏域連絡協議会での協議または報告結果に基づき、事前協議の際に提出のあった関係書類の補正指示等を実施し、適切な関係書類が整い次第、実地での検査を実施します。
- 実地での確認が完了しましたら、開設申請者に介護医療院開設許可申請書及び介護医療院管理者承認申請書の提出を依頼します。
- 他の介護保険施設と同様に、申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間は「14日」に設定されますことから、開設許可申請書を受理した日から14日以内に開設許可を実施します。

## 介護医療院の開設許可申請に係る添付書類一覧

職 名	申請書提出者	連絡先電話番号	F A X 番 号

項番	申請者確認欄	受付者確認欄	書 類 名	説 明
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自主点検表兼確認表	<input type="checkbox"/> 必ず自主点検表により確認を行ってください。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別記第1号様式(第2条関係) ＜介護医療院開設許可申請書＞ 別記第8号様式(第11条関係) ＜介護医療院管理者承認申請書＞	<input type="checkbox"/> 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職氏名、生年月日、住所 <input type="checkbox"/> 施設の名称及び所在地 ※上記の名称等は定款等に登録された正式な名称等を記載すること。 <input type="checkbox"/> 当該申請に係る事業の開設予定年月日
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	付表 17	<input type="checkbox"/> 管理者の氏名、生年月日及び住所 <input type="checkbox"/> 従業員の職種・人数 <input type="checkbox"/> 入所者の予定数
以下添付書類				
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開設者の定款、寄附行為、登記事項証明書等	<input type="checkbox"/> 定款、寄附行為等は当該事業を実施する旨の記載があるものを添付してください。 <input type="checkbox"/> 3 か月以内に発行された登記事項証明書を添付してください。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 従業員の勤務体制一覧表 (参考様式1)	<input type="checkbox"/> 原則として事業開始月について勤務形態一覧表を提出してください。 <input type="checkbox"/> ユニット型の場合は、ユニットごとの勤務形態が確認できるものを提出してください。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 資格証等の写し	<input type="checkbox"/> 資格を必要とする職種*については、その資格の免許証等の写しを添付してください。 *医師、薬剤師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 雇用契約書の写し (参考様式12-1、12-2)	<input type="checkbox"/> 雇用契約書(写)など従業員との雇用関係及び勤務条件を確認できる書類を添付してください。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者経歴書 (参考様式2-1)	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援専門員一覧表 (参考様式11)	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録証明書又は介護支援専門員証に記載されている登録番号(8桁)を記入してください。
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併設する施設の概要	<input type="checkbox"/> 病院又は診療所に併設する場合、施設の概要が分かるパンフレット等を添付してください。(併設する施設がある場合のみ)
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設を共用する場合は利用計画書	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (参考様式6)	<input type="checkbox"/> 苦情に対する措置の概要(相談窓口、苦情処理の体制、手順等)について提出してください。(施設で作成されているもので可)

項番	申請者確認欄	受付者確認欄	書類名	説明
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 施設の平面図 (2) 敷地平面図 (3) 敷地周辺の見取図 (4) 施設の現時点の写真	<input type="checkbox"/> 敷地の面積、各室の用途、寸法、面積（内のり）及び出入口や廊下の箇所、幅等を記載してください。 <input type="checkbox"/> 平面図は建築図面等、縮尺が正確な図面を使用してください。 <input type="checkbox"/> 写真についてはカラーのものを添付してください。 <input type="checkbox"/> 平面図に写真を撮った位置・方向等が分かるように記入してください。施設の主要部分（備品が入ったものとし、外観を含む。）の様子が分かる写真をA4用紙に貼り付けて提出してください。
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営規程	<input type="checkbox"/> 次の事項について具体的に定めてください。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員とⅡ型療養床に係る入所定員及びその合計数を各々記載する ※ユニット型の場合はユニットの数及びユニットごとの入所定員数も記載する） (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他施設の運営に関する重要事項
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	協力医療機関との契約の内容	<input type="checkbox"/> 協力病院及び協力歯科医療機関の契約書の写し <input type="checkbox"/> 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所からの転換を行って開設した介護療養型老人保健施設の場合に、近隣の場所にある薬局との連携により調剤を行う施設を置かない場合は当該薬局との連携に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所からの転換を行って開設した介護療養型老人保健施設の場合に、近隣の場所にある医療機関との連携によりエックス線装置を置かない場合は当該医療機関との連携に関する契約書の写し
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る資産の状況を記載した書類	<input type="checkbox"/> 決算書等（貸借対照表及び損益計算書等）
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 当該申請に係る法第107条第3項各号に該当しない旨の誓約書 (参考様式9-6)	<input type="checkbox"/> 当該申請に係る法第107条第3項各号に該当しない旨を確認の上、誓約書を添付してください。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 役員及び管理者名簿 (参考様式10)	
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る事業に係る介護サービス費の請求に関する事項	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を添付してください。
17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常災害対策計画	<input type="checkbox"/> 施設運営指導課ホームページの策定例を参考に作成し添付作成願います。策定例に記載のある必要事項が網羅されていれば様式は任意です。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm</a>
18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 建築検査済証の写し (2) 消防検査済証の写し	

項番	申請者確認欄	受付者確認欄	書類名	説明
19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他開設許可に関し必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 施設の土地及び建物の使用権限を証明することのできる書類を添付してください。 (例) 施設の土地及び建物の登記簿謄本, 賃貸借契約書の写し又はそれに代わるもの
<b>通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション</b>				
20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	<input type="checkbox"/> 原則として事業開始月について, 通所リハビリに従事する従業者の勤務形態一覧表を提出してください。 ※単位ごとに作成すること。
21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資格証等の写し	<input type="checkbox"/> 資格を必要とする職種については, その資格の免許証等の写しを添付してください。
22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雇用契約書の写し	<input type="checkbox"/> 雇用契約書(写)など従業者との雇用関係及び勤務条件を確認できる書類を添付してください。
23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営規程	<input type="checkbox"/> 次の事項について具体的に定めてください。 (1) 事業所の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業所の利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) その他施設の運営に関する重要事項
24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る法第70条第2項(法115条の2第2項)各号に該当しない旨の誓約書 (参考様式9-1)	<input type="checkbox"/> 当該申請に係る法第70条第2項(居宅サービス用)・法115条の2第2項(予防サービス用)各号に該当しない旨の誓約書を添付してください。
25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る事業に係る介護サービス費の請求に関する事項	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を添付してください。
<b>短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護</b>				
26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営規程	<input type="checkbox"/> 次の事項について具体的に定めてください。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容 (3) 入所者に対する短期入所療養介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他施設の運営に関する重要事項
27	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る法第70条第2項(法115条の2第2項)各号に該当しない旨の誓約書 (参考様式9-1)	<input type="checkbox"/> 当該申請に係る法第70条第2項(居宅サービス用)・法115条の2第2項(予防サービス用)各号に該当しない旨の誓約書を添付してください。
28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該申請に係る事業に係る介護サービス費の請求に関する事項	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を添付してください。

注(1) 開設許可申請時に管理者承認申請を行う必要があります。

# 開設許可計画書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所  
申請者 氏 名 印

法人にあっては、主たる事務所の所在地並び  
に名称及び代表者の氏名

介護保険法第107条第1項の規定に基づき介護医療院の開設許可申請を行うことに先立ち、次のとおり開設許可計画書を関係書類を添えて提出します。

開設者	法人名				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 - )			
		(ビルの名称等)			
連絡先	電話番号		FAX番号		
施設名	名称				
	所在地	(郵便番号 - )			
		(ビルの名称等)			
医療機関コード					
介護保険事業所番号					

←既に介護保険サービス事業者として指定を受けている場合にのみ記入してください。

○計画書作成担当者

所属		職名		連絡先 電話番号	
氏名					

〔介護医療院(従来型)〕 自主点検表兼確認表

施設名	定員	職名	施設点検者	確認日	確認者

【施設に関する基準：厚生労働省令等で定める施設】

区分	自主点検項目	自主点検	確認欄	備考
療養室 (共用不可)	1の療養室の定員は、4人以下とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図、現地と確認(以下同様) 「療養病床を有する病院」、「有床診療所」、「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行う場合; 新築、増築、又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、1人当たりの床面積は、6.4㎡以上(ユニット型を除く)(基準省令附則第2条、第7条)
	入所者1人当たりの床面積は、8㎡以上とすること。 洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えないものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	地階に設けてはならないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	プライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 多床室の場合にあつては、家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。 カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。また、家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ナース・コールを設けること。 療養室のナース・コールについては、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
診察室	医師が診察を行うのに適切なものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	臨床検査を行う事ができる施設(喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設)を設けること。 ただし、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生理学的検査(以下「検体検査」という)の業務を委託する場合は当該検体検査に係る設備を設けなくても可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合、近隣の医療機関と連携できる場合は、置かなくて可。(基準省令附則第6条)
	病院又は診療所に設置される調剤所に求められる基準を満たす、調剤を行う施設を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合、近隣の薬局と連携できる場合は、置かなくて可。(基準省令附則第6条)
処置室	入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設とすること。 診察室における医師が診察を行う施設の部分と兼用可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	診察室と兼用可。
	診察の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値)が10キロボルト以上、かつ有するエネルギーが1メガボルト未満のもの)は、医療法(昭和23年法律第205号)、医療法施行規則(和23年厚生省令第50号)及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年3月12日医薬発第188号)において求められる防護に関する基準を満たすものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合、近隣の医療機関と連携できる場合は、置かなくて可。(基準省令附則第6条)



機能訓練室	内法で40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。 機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能やADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであるため、これに必要な器械・器具を備えること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「併設型小規模介護医療院」…機能訓練を行うための十分な広さを有し、必要な器械・器具を備えること。
談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、創意工夫を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
食堂	内法で1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 入所者の入浴に際し、支障が生じないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
レクリエーション・ルーム	十分な広さを有し、必要な設備を備えること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗面所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
便所	身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス・ステーション	看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗濯室又は洗濯場		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
汚物処理室	他の施設と区分された一定のスペースを有すれば足りること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通所リハビリテーション	専用の部屋等があって、当該部屋等の面積と利用者用に確保されている食堂の面積の合計が、3㎡に利用定員数を乗じて得た、面積以上であること。 ただし、介護老人保健施設及び介護医療院の場合は、当該専用の部屋等の面積に通所リハビリテーションの利用者用に確保されている食堂の面積を加えること。 通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【その他施設に関する基準】

自主点検項目	自主点検	確認欄	備考
前表に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前記の施設以外の施設は、介護医療院と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該介護医療院の余力及び当該施設における介護保健施設サービス等を提供するための当該施設の使用計画（以下「利用計画」という。）からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めるものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
共用する施設についても介護医療院としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共有する場合には、その共用施設については、医療法上の許可と介護医療院の許可とが重複するものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、共同生活室、調理室から相当の距離を隔てて設けること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護医療院の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【構造設備の基準】

自主点検項目		自主点検	確認欄	備考
<p>建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物とすること。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(療養室等⇒療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設)</p> <p>また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、基準省令第6条第1項第1号に掲げる要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「療養病床を有する病院」、「有床診療所」、「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行う建物の耐火構造は、基準省令第6条第1項第1号の規定は適用せず、建築基準法の基準で可。(基準省令附則第3条、第8条)
<p>療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「療養病床を有する病院」、「有床診療所」、「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行う建物の屋内の直通階段及びエレベーターは、転換前の医療法の基準によるもので可。(基準省令附則第4条、第9条)
<p>療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前記の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>診療の用に供する電気、高線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>放射線に関する構造設備は、医療法施行規則の規定に準じること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>階段には適当な手すりを設けること。 (傾斜は緩やかにするとともに、手すりは両側に設けることが望ましい。)</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
廊下	<p>幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。(幅は内法によるものとし、壁から測定するものとする。)(中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいう。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「療養病床を有する病院」、「有床診療所」、「介護療養型老健」…平成36年3月31日までの間に転換を行う療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)。(基準省令附則第5条、第10条)
	<p>手すりを設けること。(原則として両側に設けること。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>常夜灯を設けること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>入所者の身体の状態等に応じた介護医療院サービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>家庭的な雰囲気確保を創出工夫すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>病院又は診療所等と介護医療院とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所等との区分を可能な限り明確にすることと足りること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 (基準省令第6条第1項第8号に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。)</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【一般原則】

自主点検項目	自主点検	確認欄	備考
<p>介護医療院の施設及び構造設備については、基準省令のほか建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>介護医療院の環境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮したものとすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【人員に関する基準】

区分	自主点検項目	自主点検	確認欄	備考
管理者	<p>施設の管理者は、知事の承認を受けた医師に管理させなければならない。</p> <p>施設の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>〔兼務できる事例：当該施設の従業者（医師）、併設する病院又は診療所の管理者、併設する病院又は診療所の医師〕</p>	□	□	
医師	<p>常勤換算方法で、Ⅰ型・Ⅱ型に必要とされる医師数の合計数以上。 （その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。但し、医療機関併設型介護医療院の場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ型…入所者の数を48で除した数</li> <li>・Ⅱ型…入所者の数を100で除した数</li> <li>・医師の宿直が必要（特例で認められる場合には不要）</li> </ul> <p>※1 Ⅱ型のみを有する介護医療院であって、宿直医師を不要と認めた場合は、入所者の数を100で除して得た数以上（端数は切り上げる）の医師を配置する。</p> <p>※2 医療機関併設型介護医療院は、常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を48で除した数に、Ⅱ型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上の医師を配置する。</p> <p>※3 併設型小規模介護医療院（入所定員19名以下の「医療機関併設型介護医療院」以下同じ。）の医師の配置は、併設される医療機関により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合は置かなくても可。</p> <p>※4 複数の医師が勤務する場合は、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば可。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師とすること。</p> <p>※5 介護医療院で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護医療院サービスの職務時間と（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護医療院の勤務延時間数として可。</p>	□	□	
薬剤師	<p>常勤換算方法で、Ⅰ型・Ⅱ型に必要とされる薬剤師の合計数以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ型…入所者の数を150で除した数</li> <li>・Ⅱ型…入所者の数を300で除した数</li> </ul> <p>併設型小規模介護医療院における薬剤師の配置は、併設される医療機関の職員（病院の場合は医師又は薬剤師、診療所の場合は医師）により当該施設の入所者の処遇が適切に行われる場合は置かなくても可。</p>	□	□	
看護師 又は准看護師	<p>常勤換算方法で、入所者の数を6で除した数以上。</p>	□	□	
介護職員	<p>常勤換算方法で、Ⅰ型・Ⅱ型に必要とされる介護職員の合計数以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ型…入所者の数を5で除した数</li> <li>・Ⅱ型…入所者の数を6で除した数</li> </ul> <p>併設型小規模介護医療院の介護職員の配置は、常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上。</p> <p>介護職員の数を算出するに当たり看護職員を介護職員とみなした場合の看護職員については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。</p>	□	□	

<p>夜勤を行う 看護・介護職員</p>	<p>【Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費及び特別介護医療院サービス費を算定する施設の夜間職員基準】 看護職員＋介護職員を利用者数（介護医療院の入所者と短期入所療養介護の利用者の合計数。以下同じ。）が30人に1以上（最低2人以上、うち1は看護職員）となるよう配置すること。</p> <p>※ただし、次のi～iiiのいずれにも適合する場合で、常時、緊急時に併設の医療機関との連絡体制を整備している介護医療院は夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。</p> <p>i 当該介護医療院が併設型小規模介護医療院であること。 ii 当該併設型小規模介護医療院に併設される医療機関で夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。 iii 当該併設型小規模介護医療院の入所者及び短期入所療養介護の利用者及び併設医療機関の入院患者の合計数が19名以下であること。</p> <p>【上記の夜間職員基準に加えて夜間勤務等看護加算（Ⅰ）を加算して算定する施設】 看護職員が利用者数15人に1以上（最低2人以上）であること。 【上記の夜間職員基準に加えて夜間勤務等看護加算（Ⅱ）を加算して算定する施設】 看護職員が利用者数20人に1以上（最低2人以上）であること。 【上記の夜間職員基準に加えて夜間勤務等看護加算（Ⅲ）を加算して算定する施設】 看護職員＋介護職員が利用者数15人に1以上（最低2人以上、うち1人は看護職員）であること。 【上記の夜間職員基準に加えて夜間勤務等看護加算（Ⅳ）を加算して算定する施設】 看護職員＋介護職員が利用者数20人に1以上（最低2人以上）であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士</p>	<p>実情に応じた適当数 併設型小規模介護医療院における理学療法士等の配置は、併設される医療機関の職員（病院の場合は医師又は理学療法士等、診療所の場合は医師）により当該施設の入所者の処遇が適切に行われる場合は置かなくても可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>栄養士</p>	<p>入所定員100以上にあつては、1以上 ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合は兼務職員でも可。 なお、100人未満の施設も常勤職員の配置に努めるべきであるが、併設型小規模介護医療院の併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供が、当該介護医療院の入所者に適切に行われる場合は置かなくても可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>介護支援専門員</p>	<p>1以上（入所者の数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする。） 専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置していなければならないため、入所者数が100人未満の施設にあつても1人は配置が必要。 入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することが可。 介護支援専門員証が必要。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>診療放射線技師</p>	<p>実情に応じた適当数 併設施設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合は配置しなくても可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>調理員、事務員 その他の従業者</p>	<p>実情に応じた適当数 併設施設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合は配置しなくても可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<p>入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>介護医療院の従業者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	□	□	
---	---	---	--

【運営に関する基準】  
(開設許可の場合)

自主点検項目	自主点検	現地確認	備考
従業者の雇用関係書類（原本）、資格関係書類は整備されているか。	□	□	
運営規程の概要、従業員の勤務体制等を見やすい場所に掲示又は掲示の準備をしているか。	□	□	
電気、水道等の公共料金の契約はされているか。	□	□	
重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書、苦情処理や事故発生時の対応関係書類（記録簿、マニュアル）等は整備されているか。	□	□	

(更新の場合)

自主点検項目	自主点検	現地確認	備考
従業者の雇用関係書類（原本）、貸金台帳、資格関係書類は整備されているか。	□	□	
運営規程の概要、従業員の勤務体制等を見やすい場所に掲示しているか。	□	□	
重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書、苦情処理や事故発生時の対応関係書類（記録簿、マニュアル）等は整備されているか。	□	□	

【通所リハビリテーション人員配置基準】

区分	審査基準	自主点検	確認欄	備考
医師	指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数（医療院本体の基準を満たせば可。） 常勤でなければならない。	□	□	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護職員若しくは介護職員が1以上確保されること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されること。 前記に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されること。	□	□	

他法令確認表 [介護医療院 (従来型)]

要確認事項	確認内容（協議、確認状況を申請者において記入のこと）
建物が建築基準法、都市計画法、消防法等に適合しているか。	

<p>1 建築担当課等との協議状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築等の場合～自己所有、賃貸を問わず建築基準法に基づく建築確認及び検査済証の交付を受けたものであること。</li> <li>・改修等の場合～建築基準法の手続き（用途変更等）を確認し、手続きが必要な場合、完了したものであること。</li> </ul>	<p>申請者（確認した者） (TEL)</p> <p>協議日時 年 月 日</p> <p>担当部署等 (TEL)</p> <p>確認内容</p>
<p>2 消防担当課との協議状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築・改修等される建物について、消防署と消防設備・避難設備等について、協議調整したものであること。</li> <li>・消防法の手続きを確認し、手続きが必要な場合、手続きを完了したものであること。</li> </ul>	<p>申請者（確認した者） (TEL)</p> <p>協議日時 年 月 日</p> <p>担当部署等 (TEL)</p> <p>確認内容</p>
<p>3 食事提供外部委託に係る委託契約（該当施設のみ記入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先による食事提供について、サービスの質が確保されるよう管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制及び契約内容となっていること。</li> <li>・委託先による食事提供が困難となった場合の代替手段が確保されていること。</li> </ul>	<p>申請者（確認した者） (TEL)</p> <p>協議日時 年 月 日</p> <p>担当部署等 (TEL)</p> <p>確認内容</p>
<p>4 その他関係法令</p>	<p>申請者（確認した者） (TEL)</p> <p>協議日時 年 月 日</p> <p>担当部署等 (TEL)</p> <p>確認内容</p>

※上記担当部署との協議に使用した建築図面は、申請内容と同一であること。

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
○北海道債権管理条例…………… (財政課)	2
○北海道核燃料税条例…………… (税務課)	4
○北海道史編さん委員会条例…………… (法制文書課)	6
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例…………… (政策局)	7
○北海道犯罪被害者等支援条例…………… (道民生活課)	8
○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例…………… (施設運営指導課)	10
○北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例 …………… (障がい者保健福祉課)	12
○北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例 …………… (障がい者保健福祉課)	14
○北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例…………… (総務部総務課)	15
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	15
○北海道職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	17
○北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	18
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	18
○地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 …………… (大学法人室)	18
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 …………… (情報政策課)	19
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例…………… (環境生活部総務課)	21
○北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例…………… (道民生活課)	21
○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例…………… (消費者安全課)	22
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …………… (保健福祉部総務課)	22
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 …………… (国保医療課)	23
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 …………… (国保医療課)	23
○旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例…………… (食品衛生課)	24
○介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 …………… (施設運営指導課)	25
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部を改正する条例…………… (施設運営指導課)	26
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (施設運営指導課)	33
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例等の一部を改正する条例…………… (障がい者保健福祉課)	42
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済企画課)	47
○農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関 する条例…………… (食品政策課)	47
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例…………… (農業経営課)	47
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	47
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課)	48
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市環境課)	48
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築指導課)	48
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例…………… (住宅課)	48
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (教育庁給与課)	49
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…………… (警察本部会計課)	50
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (警察本部警務課)	51
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改 正する条例…………… (警察本部保安課)	52
○主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例…………… (農産振興課)	52

2 道は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

3 道は、市町村並びに民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するもの及び民間支援団体等を組織しようとするものが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活及び社会生活の支援)

第11条 道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第12条 道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(道民及び事業者の理解の増進)

第13条 道は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について道民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 道は、犯罪被害者等の雇用の安定の重要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

(道民の意見の把握等)

第14条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く道民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して2年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条において「法」という。）第111条第1項の規定に基づき、介護医療院の施設に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第4条第2項及び第7条第2項において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って



介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第4条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 談話室
- (6) 食堂
- (7) 浴室
- (8) レクリエーション・ルーム
- (9) 洗面所
- (10) 便所
- (11) サービス・ステーション
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号から第4号までに掲げる施設にあっては基準省令に定めるところによるものとし、同項第5号から第10号までに掲げる施設にあっては次に定めるところとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 面積は、規則で定める基準によること。
- (3) 浴室  
ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。  
イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型介護医療院に関する特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(次条第1項並びに第7条第1項及び第2項において「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。次条並びに第7条第1項及び第3項において同じ。)の基本方針及び施設に関する基準については、次条及び第7条に定めるところによる。

第6条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第7条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 浴室
- (6) サービス・ステーション

- (7) 調理室
- (8) 洗濯室又は洗濯場
- (9) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号（療養室に係る部分に限る。）から第4号までに掲げる施設にあっては基準省令に定めるところによるものとし、同項第1号（療養室に係る部分を除く。）及び第5号に掲げる施設にあっては次に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 第1項第4号及び第5号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策（第10条～第16条）

附則

全てのの人々にとって、日常生活を営む上で意思疎通を円滑に行うことは、必要不可欠である。

障がい者が意思疎通のために使用する手段には、障がいの特性に応じ、点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在する。

これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通を支援する者等が必要とされる。

しかしながら、障がいの特性に応じた多様な手段があることについて人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はまだまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。

それらの社会的障壁を解消するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進、多様な手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備、多様な手段を活用した情報保障の推進並びに意思疎通を支援する者の養成等の推進について、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通を支援する者、関係団体及び事業者が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 規 則

○北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則…………… (人事課)	1
○北海道史編さん委員会条例施行規則…………… (法制文書課)	1
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則…………… (国保医療課)	2
○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則…………… (施設運営指導課)	6
○北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則…………… (警察本部警務課)	6
○地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則…………… (大学法人室)	7
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課)	8
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課)	9
○北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道民生活課)	9
○介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (施設運営指導課)	10
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	10
○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	14
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課)	18
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則…………… (農業経営課)	20
○北海道屋外広告物条例施行規則及び都市緑地法施行細則の一部を改正する規則…………… (都市計画課)	23
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	23
○主要農作物種子法施行細則を廃止する規則…………… (農産振興課)	29

## 規 則

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第8号

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則

北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の規定による管理職手当に係る区分が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員(任命権者が別に定める職員を除く。)とする。

#### 附 則 (施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則の廃止)
- 北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則(平成28年北海道規則第35号)は、廃止する。

北海道史編さん委員会条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第9号

北海道史編さん委員会条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、北海道史編さん委員会条例(平成30年北海道条例第5号。第3条第1項において「条例」という。)第7条の規定に基づき、北海道史編さん委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

- 第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

別記第11号様式 (第9条関係)

財政安定化基金事業交付金交付申請書

記 号 番 号  
年 月 日

北海道知事 様

市町村長 閣

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第9条の規定により、次のとおり交付金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 円
- 2 交付条件 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとおり
- 3 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口 座 番 号
	普通 当座

別記第12号様式 (第9条関係)

交付金交付額計算書 ( 年度 )  
(市町村名 )

基金事業対象保険料 必要(見込)額 A	基金事業対象保険料 収納(見込)額 B	市町村の特別会計への 繰入金(見込)額 C	省令第17条による 算定額 D
円	円	円	円

交付限度額 ( $(A-B-C-D)/2$ )	交 付 額 (交付限度額の範囲内)
円	円

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は、国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を記入すること。

3 D欄は、保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第17条により算定した額を記入すること。

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成30年北海道条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)及び条例において使用する用語の例による。

(施設の基準)

第3条 条例第4条第2項第2号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上であることとする。

(ユニット型介護医療院の施設の基準)

第4条 条例第7条第2項第1号ア(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則

北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)附則第47項第1号